

平成 24 年度 事業計画

基本方針

司法制度改革により、ADR・筆界特定制度など我々隣接法律専門職としての、土地家屋調査士の役割・責務は増大しています。それに応えるためには、自助努力による資質の向上と社会に貢献するための使命感を養うことが大切です。併せて、調査士の社会的認知度向上と、他士業との連携を計ることも必要になります。よって下記の事業を実施し県民の期待に添うように努力する。

事業活動

- (1) 会員研修の実施
- (2) 支部活動への指導・育成・協力
- (3) 会則・規則等の整備
- (4) 認定調査士の環境整備
- (5) 無料相談の開催
- (6) 情報公開への対応（ホームページの充実）
- (7) 会報の発行
- (8) 広報活動の推進
- (9) 新入会員研修への参加
- (10) 関係官公署、及び甲府地方法務局との交流推進
- (11) 顧問との交流活動の推進
- (12) 山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活動に対する協力
- (13) 日調連・関ブロ事業への協力
- (14) 出前講座の実施（学校他）